

5) 紫役員

- ・園駐車場の管理
- ・各行事の駐車場業務全般

6) クラス役員 (人数はその年度による)

- ・各クラスにおいて保護者間の親睦・各行事における運営を円滑に進める。

第7条 役員会は、本部役員・クラス役員をもって構成し、総会の決議に基づく年間行事や予算の執行について協議するとともに、役員の意思をもちよりそれを更に具体化し実行する。

2. 本部役員会は本部役員をもって構成し、父母の会活動の運営及び総合的事項について協議する。
3. その他、会員が必要と認めた時、クラス役員会等を開くことができる。

第8条 この会には会計監査を若干名おく。

2. 会計監査は、新年度の役員選出後、全会員の中より前年度の会長が指名する。
3. 会計監査は、適時会計の監査を行い、総会においてその結果を報告する。

第9条 必要と思われる徒歩登園チームには、班長をおくことができる。

第10条 役員の任期は、年度初めの総会までの一年間とし、再選を妨げない。

第11条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2. 会員は会費として、園児一人につき一ヶ月700円を四ヶ月分、学期ごとに納入する。

第12条 この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第13条 慶弔費については、別に定める慶弔の細則に準ずるものとする。

第14条 奈良県私立幼稚園PTA連合会での本部役員・地区役員時に必要とする交通費・対外負担費充当分を、毎年度積み立てることとする。

第15条 この会の規約は、総会の決議により変更することができる。

附 則 この規約は、平成31年4月24日より実施する。